

令和2年度 農地パトロール（利用状況調査）実施計画

（遊休農地の発生・解消状況に関する調査）

- 1 ねらい

農業委員会組織は、昨今の遊休農地の増加とその解消が喫緊の課題であることを踏まえ、農地の利用状況の確認が不可欠との認識から、これまで組織運動として「農地パトロール」に取り組んできました。

平成21年12月の改正農地法の施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として、毎年1回、「農地の利用の状況についての調査（利用状況調査）」の実施が義務付けられ、効率的実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査として行っていくことになりました。

平成28年4月には、改正農業委員会法が施行され、農業委員会の業務の重点は、「農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）」であることが明確化され、新設された農地利用最適化推進委員と農業委員が連携して現場活動を行うこととなりました。

以上のことを踏まえ、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見について重点的に取り組むこととし、“農地を守り活かす全県運動”の一環として位置づけ「農地パトロール」を実施します。
- 2 実施主体 倉吉市農業委員会
- 3 実施日 令和2年8月20日（木）9：00～15：00

集合場所：倉吉市役所第2庁舎3階 会議室302（堺町2丁目253-1）
- 4 対象農地 倉吉市内全域の全ての農地（田・畑）
- 5 調査内容 これまで把握している農地の状況の変化（解消、荒廃度合の進展等）を確認するとともに、その他の地域として目視により新たに発生した遊休農地の確認を行い、その旨を図面等に記録する。

「荒廃農地」の定義

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次のいずれかに該当する農地

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地
- ② 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態の園地
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

荒廃農地の区分の判断

A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

※作物の栽培が行われておらず、通常の営農作業により営農を再開することが可能と判断される農地（いわゆる不作付けの耕地）はA分類には該当しない。

B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、「農地法の運用について」第4の（3）の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

6 実施体制

1 1 班編成

○印は責任者

1 班	上北条・上井	○高見委員、船越委員、西谷委員、福井委員
2 班	西郷・倉吉	○涌嶋委員、吉村委員、室山委員
3 班	灘手	○筏津委員、美田委員
4 班	社	○田倉委員、早田委員、塚根委員、(事務局職員)
5 班	北谷	○松本委員・山本委員、(農業共済職員 2 名)
6 班	高城	○金信委員、河野委員、藤原委員
7 班	小鴨	○数馬委員、山下委員、林委員
8 班	上小鴨	○小谷委員、山田委員、衣笠委員
9 班	関金 (矢送)	○鐵本委員、(農林課職員 2 名)
10 班	関金 (南谷)	○藤井委員、鳥飼委員、(県職員)
11 班	関金 (山守)	○原田委員、(事務局職員)、(農林課職員)

(報道対応：山協会長、石賀主幹)